

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	セントラル警備保障株式会社	コード	9740
提出日	2026/5/14	異動(予定)日	2026/5/28
独立役員届出書の提出理由	現独立役員である後藤啓二氏が、任期中の2026/5/28付で辞任により退任しますので、同日付で選任予定の樋口稔洋氏を新たに独立役員として届け出るもの		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし		
1	檜山 竹生	社外取締役	○												○					
2	唐津(山田) 真美	社外取締役	○													○				
3	樋口 稔洋	社外取締役	○													○	新任			
4																				
5																				

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	檜山竹生氏は、当社の取引先である株式会社エイビットの代表取締役社長です。当社から株式会社エイビットへは遠隔監視サービスの費用として年間約5百万円の支払いが発生しております。これは当社の連結売上高の0.01%に満たず、また純粋に警備業務用機器に附随する機器サービスの対価であり、利益相反となる恐れはないものと判断しております。	株式会社エイビットの社長として、豊富な企業経営経験と幅広い知見を有しております。取締役会においては当社経営陣とは独立した立場から発言しており、今後も客観的かつ公正な立場で職務執行を監査できると判断し、監査等委員である社外取締役に選任、また一般株主との間で利益相反が生ずるおそれがないと考えられることから、独立役員として選任しました。
2	該当状況はありません。	長年にわたる弁護士活動の傍ら、数社の企業の社外役員を務め、米国ニューヨーク州弁護士としても登録しております。これらにより当社経営陣とは独立した立場から客観的かつ公正な立場で職務執行を監査できると判断し、監査等委員である社外取締役に選任、また一般株主との間で利益相反が生ずるおそれがないと考えられることから、独立役員として選任しました。
3	該当状況はありません。	長年に亘り東急建設株式会社の営業責任者として会社を牽引し、さらには同社常務執行役員として経営にも携わるなど、豊富な経験と知見を有しております。これらにより、取締役会においては当社経営陣とは独立した立場から多くの意見を表明し、かつ客観的かつ公正な立場で職務執行を監査できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者とし、また一般株主との間で利益相反が生ずるおそれがないと考えられることから、独立役員として選任を予定しております。
4		
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。